

佐賀県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、佐賀県（以下「甲」という。）が所有する消防防災ヘリコプターBK117D-2型（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理に係る業務を受託者（以下「乙」という。）に委託することについて、必要な事項を定める。
- 2 乙は、前項の運航管理に係る業務を受託するにあたり、航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）、その他関係法令に定めるもののほか、この仕様書の規定及び甲の指示に基づき、防災ヘリを運航するものとする。
- 3 運航時間及び勤務時間等
 - （1）防災ヘリの運航時間は、年間を通じ8時30分から17時15分までとするが、緊急運航及び緊急運航を前提とした訓練については、日の出から日没までとする。
 - （2）運航要員の勤務日及び勤務時間についても（1）を原則とし、時間外であっても緊急運航を前提とした訓練、災害発生時には、甲の指示により出勤しなければならない。
 - （3）運航要員は、運航開始以降、緊急運航に対応するため、原則30分程度で出勤可能となる場所に居住させるものとする。
- 4 運航開始までのスケジュール
 - （1）契約締結日から令和8年3月31日まで 運航準備
 - （2）令和8年4月1日 運航開始
- 5 防災ヘリの運航用途
防災ヘリの運航用途は次のとおりとする。
 - （1）通常運航
 - ① 防災訓練等災害予防活動
 - ア 各種防災訓練等の参加
 - イ 災害危険個所の調査
 - ウ 住民への災害予防の広報活動
 - エ その他特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合
 - ② 自隊訓練のための活動
佐賀県防災航空隊として独自に計画する訓練
 - ③ 一般行政活動
運航管理責任者（消防保安室長）が認める活動
 - ④ その他
総括責任者（危機管理・報道局長）が認める活動
 - （2）緊急運航
 - ① 緊急時初動活動
発災現場の情報収集及び伝達
 - ② 救助活動
 - ア 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
 - イ 中高層建築物等の火災における救助

ウ 高規格幹線道路等での事故における救助

エ 人員、資機材等の搬送

オ その他特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

③ 救急活動

ア 交通遠隔地からの救急患者の搬送

イ 交通遠隔地への医師及び医療資機材等の搬送

ウ 高度医療機関への転院搬送

エ その他特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

④ 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中消火

イ 被害状況調査及び情報収集活動

ウ 人員、資機材等の搬送

エ その他特に防災ヘリによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

⑤ 災害応急対策活動

ア 被災状況の調査、情報収集活動

イ 被災地への救援物資、人員等の搬送

ウ その他特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合

⑥ 広域航空消防防災応援活動

ア 緊急消防援助隊航空部隊としての応援活動

イ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援活動

ウ 他県等との相互応援協定などに基づく応援活動

⑦ その他

移植医療を行うため、臓器や医師、医療機材等を緊急に搬送する必要があると認められる場合

第2 委託業務の実施場所

佐賀県防災航空センター（以下「センター」という。）を主とするほか、甲が指示する場所とする。

第3 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日までとする。

第4 委託業務の内容

乙は、甲の指示により次に掲げる業務を行う。

また、業務の実施に当たっては、航空法、電波法、その他関係法令を遵守し、誠意をもって適切な遂行に努めるものとする。

(1) 防災ヘリの運航

ア 防災ヘリの運航は、二名操縦士体制の確保を絶対条件とし、第5の4の(1)のア及びイに掲げる操縦士が乗り組むものとする。

イ 年間飛行時間は概ね400時間とするが、これを大きく上回るまたは下回ることが予想される場合は、甲乙協議により、飛行時間の変更をすることができるものとする。

(2) 点検整備、保守管理等

乙は点検整備に要する時間を最短にするよう努めるものとする。また、乙は防災ヘリが速やかに出動できる体制を確保するものとする。

ア 製造会社のメンテナンスマニュアル等に従い、かつ受託者の整備規程に準拠した防災ヘリの保守、飛行前点検、飛行後点検、定期点検（耐空検査を除く。）等

イ 防災ヘリの機体、機体装備品（救急用具を含む。）、地上支援資機材、部品、工具及び点検整備用設備等の点検整備・保守管理

ウ その他装備品、部品、整備点検用設備及び資機材の保守管理

エ 点検整備や保守管理の実施により発生した廃油、廃材等の処分

オ 防災ヘリの運航に係る地上支援（装備品等の装着脱、給油等）

(3) 運航管理

ア 気象及び航空情報の管理

イ 飛行計画の管理

ウ 航空法等に基づく各種申請書類の管理

エ 飛行日誌、整備日誌等の管理

オ その他の飛行及び整備に関して必要な安全管理

(4) 国土交通省、製造会社等の技術資料等の管理業務

(5) 災害に備えての着陸場、救助ポイント及び訓練場の調査並びに申請業務

(6) 甲の職員への教育訓練（他県での訓練も含む。）及び県内消防本部の職員等に対する航空法等の講習、教育研修業務

(7) 整備用機材、部品類及び資機材等購入に関する情報提供及び支援業務

(8) 防災ヘリの部品その他の消耗品等の納品検査支援業務

(9) 防災ヘリの外注修理、耐空検査、修理改造に係る支援業務（空輸、完了検査等）

(10) ヘリテレシステムの操作・運用支援業務

(11) (1)から(10)までの業務に付随する関係書類の管理その他の業務

(12) その他、甲が指示する業務

なお、乙は、上記に明記されていない事項についても、防災ヘリの運航に際し、航空法等の法令により当然必要となる事柄についても、適切に処理を行うものとする。

第5 運航要員

1 運航要員の配置

(1) 配置を要する運航要員は次のとおりとする。ただし、運航開始以降、緊急運航等のため甲が別途指示する場合はこの限りではない。

ア 操縦士 2名（機長及び副操縦士）

イ 整備士 2名（一等航空整備士1名、二等航空整備士以上の整備士1名）

ウ 運航管理担当者 1名

(2) 乙は、毎月20日までに翌月に出勤する運航要員を甲に通知するものとする。また、やむを得ない理由によりこれを変更しようとするときも速やかに甲に通知するものとする。

(3) 機体の整備点検等のための運休期間中にあっては、他県からの応援を受ける広域受援体制となるため、受援のための他県ヘリコプターに係る運航管理等の調整業務を担う要員、その他の業務に必要な要員を配置するものとし、乙は甲と協議のうえ、(1)に定める運航要員の配置について変更することができる。

2 運航要員の配置時期

乙は、令和8年4月1日から、第5の4に掲げる条件を満たす運航要員をセンターに配置し、委託業務に従事させることができる体制を常に整えておくものとする。

3 運航要員の勤務日及び勤務時間

運航要員の勤務日は、令和8年4月1日以降、甲が指定する日から通年とし、勤務時間は第1の5に掲げる運航時間を原則とする。ただし、上記時間外であっても緊急運航を要する場合や緊急運航を前提とした訓練、災害発生時には、甲の指示により出勤しなければならない。

運航要員は、運航開始以降、緊急運航に対応するため、原則30分程度で出勤可能となる場所に居住させるものとする。

4 運航要員の条件

運航要員は、委託業務を遂行するために必要な技能を有している者で、優れた資質・人格を備え、次に掲げる各条件を満たす者でなければならない。

(1) 操縦士

ア 機長

- ① 航空機の機長時間が1,000時間以上（うち500時間は回転翼機の機長時間）であること。
- ② BK117型の操縦資格を有する者でBK117D—2型の操縦に必要な教育訓練を受けているものであること。
- ③ 国土交通省航空局が「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」において、とりまとめた消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件相当する技量と経験を有すること。
- ④ 航空身体検査証明書（第1種）を有する者であること。

イ 副操縦士

- ① 回転翼機の機長時間が500時間以上であること。
- ② BK117型の操縦資格を有する者でBK117D—2型の操縦に必要な教育訓練を受けているものであるとともに、機長の操縦の補助業務及び周囲の監視を行い、機長に事故があるときは、機長に代わってその職務を行う能力を有する者であること。
- ③ 航空身体検査証明書（第1種）を有する者であること。

(2) 整備士

第5の1の(1)で配置する整備士2名は、けん引免許及び乙種危険物取扱者免状(第4類)を合計で有しなければならない。

ア 一等航空整備士

BK117型の航空整備士技能証明を有す者でBK117D-2型の教育訓練を受けているものであるとともに、BK117型機の実務経験を6か月以上有する者であること。

イ 二等航空整備士以上の整備士

一等航空整備士の補助的業務が可能な者

(3) 運航管理担当者

航空特殊無線技士以上の資格を有し、航空機、航空保安施設、無線施設及び気象に関する知識、技能を有する者であること。

- 5 乙は、委託業務を実施する第5の1の(1)に掲げる運航要員(バックアップ要員を含む。)について、氏名及び資格その他甲の指示する事項等をあらかじめ甲に通知し、承認を得るものとする。また、これを変更しようとするときも同様とする。
- 6 乙は、配置した運航要員について、急遽欠員が生じた場合は、1か月以内に運航要員を補充しなければならない。
- 7 乙は、配置した運航要員について、甲が安全運航を行う上で、不相当と判断し乙に対し運航要員の変更を求めた場合、速やかに運航要員を交代する措置を講じなければならない。
- 8 乙は、当該運航管理業務等に従事する副操縦士を機長に任用するため、第5の4の(1)の③に掲げる経験を積ませる必要がある場合、甲と協議し、甲が認めた場合、訓練活動等において、経験を積ませることができるものとする。この場合、機長である操縦士が同乗のうえ、指導を行うこと。

第6 連絡責任者

- 1 乙は運航要員の中から、連絡責任者及び副連絡責任者を選任し、その氏名及び連絡先を契約締結日から10日以内に甲に通知するものとする。
- 2 連絡責任者は、甲の指示を誠実に履行するよう乙の連絡調整にあたるものとする。
- 3 副連絡責任者は連絡責任者が不在等の場合、連絡責任者に代わって乙の連絡調整にあたるものとする。
- 4 連絡責任者、副連絡責任者を変更しようとする場合、速やかに乙は甲に通知するものとする。

第7 非常招集

委託業務に従事する職員は、運航開始日以降、甲の指示により直ちに運航が可能な連絡体制及び運航体制を整えておかなければならない。

第8 不具合の発生等

防災へりに係る不具合の発生など安全運航を行うために必要な事項及び甲が指示する事項については、速やかに甲に報告し、必要な措置を講じるものとする。

第9 技能管理

- 1 乙は、操縦士、整備士、運航管理担当者の技量保持・向上を図り、安全かつ確実な航空消防活動を行うために必要な教育訓練、研修を行うものとする。なお、乙にて実施する教育訓練、研修の計画を提出するとともに、実施した場合は、甲にその内容を報告するものとする。
- 2 甲は、安全かつ確実な航空消防活動に資するため、乙の配置する操縦士に対し技能確認を実施できるものとする。

第10 被服等

運航要員に必要な被服（隊員との一体感を醸成するため、隊員と同様のもの）、航空ヘルメット等の個人装備品は、乙が準備する。

第11 福利厚生

運航要員の福利厚生、災害補償等身分的保証については、全て乙の責任とする。

第12 委託料に含まれる経費

次に掲げる経費は、必要経費として委託料に含むものとする。

- (1) 第15の(1)に掲げるOA機器のリース料及び通信料
- (2) 第15の(2)に掲げる電話機のリース料及び電話回線の通話料
- (3) 備品購入費（運航要員に必要な被服、航空ヘルメット等の個人装備品）
- (4) 運航要員の宿舍費及び宿舍からセンターまでの交通費

第13 委託料に含まれない経費

次に掲げる経費は、委託料には含まれないものとし、別途甲が負担するものとする。

- (1) 航空機燃料及び油脂類の経費
- (2) 各種点検整備等に係る部品費及びその他の消耗品費
- (3) 耐空検査及び無線検査申請手数料の経費
- (4) 国土交通省・製造会社の指示による整備改修経費
- (5) 甲が指定する安全管理に係る外部研修（CRM等）に係る経費

第14 施設利用等

乙は、委託業務を実施するに当たっては、甲が提供する施設及び設備を利用できるものとする。

第15 受託者が整備するもの

乙が必要に応じて以下の項目を整備する。また、整備に係る経費は乙が負担する。

- (1) 第4に規定する業務を実施するのに必要なOA機器類（パソコン、プリンター、ハードディスク及びソフト等）、インターネット使用回線など

※ 運航管理室には有線・無線LANを整備済。

- (2) 乙専用の電話機、電話回線等
- (3) 運航要員の非常招集等のための携帯電話等

第16 業務に係る宿泊費等

運航要員が他都道府県において次に掲げる業務に当たり宿泊費等が発生したときは、甲は、甲の旅費に関する条例等に基づき算出した額を当該運航要員または乙に支払うものとする。

- (1) 緊急消防援助隊航空部隊としての応援活動
- (2) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援活動
- (3) 他県等との相互応援協定などに基づく応援活動
- (4) 耐空検査、機体装備品の修理・点検等に係る支援業務
- (5) 甲が指定する安全管理に係る外部研修（CRM等）

第17 業務の引継等

- 1 乙は、契約締結後、現受託者から業務引継ぎ等の運航準備を行うこととし、その人件費は乙の負担とする。ただし、必要経費については甲の負担とする。
- 2 乙は、委託業務完了に際し、新受託者へ業務を完全に引き継ぎを令和13年3月31日までに完了させること。引継ぎにあたっては、引継書類を作成し、必要なデータとともに引き継ぎを行うこと。

第18 見積書作成時の留意点

- 1 見積書作成にあたって、第5の1の(1)については各1ポストあたりの人件費等を計上すること。（指定様式のとおり）
- 2 必要経費については、第12に記載しているものとし、それ以外の手当（飛行手当及び時間外勤務手当等）は人件費に含めること。

第19 その他

- 1 「佐賀県防災ヘリ運航管理業務委託（令和5年4月1日契約締結）」を委託している者と本契約を締結した場合は第1の4の(1)の規定及び第17の1については適用しない。
- 2 この仕様書に定めのない事項のうち、委託業務遂行上必要な事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。